

横浜市立大鳥中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月14日策定

令和6年3月18日改定

I いじめ防止に向けた学校の考え方

(ア) いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめ防止対策推進法（文部科学省） 横浜市いじめ防止基本方針 より抜粋

(イ) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(ウ) いじめ防止に向けた基本方針

- ① 学校、家庭、地域の絆を基盤に、緊密な連携を図り、すべての生徒の健全育成を推進する。
- ② いじめの未然防止、生徒指導上の諸問題の未然防止に向け、すべての生徒が参加・活躍でき、自己肯定感や自己有用感が高まり、自尊感情が育成される「わかる授業づくり」を推進する。
- ③ いじめを許さない、見逃さない学校の雰囲気づくりを推進し、生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に考えて行動できるようにはたらきかける。
- ④ いじめの兆候となる生徒のささいな変化に気づき、教職員で確実に情報共有し、速やかに対応することで、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ⑤ いじめの事実が確認された場合、事実関係の把握、被害生徒の安心・安全な学校生活の回復を最優先に支援を行い、心理的なケアを行います。また、加害生徒に対しても、自己の内面を見つめられるような丁寧な指導を行い、必要に応じて警察等関係機関と連携するなど、毅然とした姿勢で指導する。

II 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(ア) 委員会の構成員

委員会は、学校長を委員長として、副校長・教務主任・生徒指導専任・学年主任・生徒指導部長・養護教諭を委員として構成され、必要に応じて関係職員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの心理・福祉の専門家を加えることとする。

(イ) 委員会の運営

- ・「大鳥中学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いのある段階で、直ちに開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(ウ) 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

Ⅲ いじめ未然防止、早期発見、事案対処

(ア) いじめの未然防止

- ・生徒の主体的な取組への支援
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- ・人権教育、道徳教育の推進

(イ) いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

(ウ) いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

(エ) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の3つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ③ 保護者に確認を取る。

(オ) 教職員等への研修

生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（生徒理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修等

(カ) 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む

(キ) 取組の年間計画

月	取組内容
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ、教育相談① いじめの定義・生徒理解研修、横浜プログラム（YP）の実施
5月	生活アンケート（記名式）実施、中学校ブロック定例会①
6月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）
7月	横浜プログラム（YP）を用いた生徒理解研修
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜子ども会議（中区での話し合い）
9月	アンケート実施・教育相談②
10月	中学校ブロック定例会②
11月	横浜プログラム（YP）の実施
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート・面談）
1月	教育相談③
2月	ピンクシャツデーの実施
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ
年間	いじめ防止連絡会議（毎日） いじめ防止対策委員会（週1回・随時） SOSプログラム（適宜）

IV 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、以下のような対処を行います。

- ① 東部学校教育事務所に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」にて、対応を検討します。
- ② アンケートの実施や過去のアンケートの精査を行い、事実関係の把握を行います。
- ③ いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。
- ④ 必要に応じて警察等関係機関と連携し、対応を行っていきます。
- ⑤ 学校運営協議会などと連携し、二度と同じ事案が起こらないような学校づくりを協議します。

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

V いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

(ア) 学校としての取組

「大島中学校いじめ防止対策委員会」からの提言を受け、学校全体で取り組んでいきます。

- ① 教育相談やいじめ調査、いじめ解決一斉キャンペーンなどを実施します。
教育相談は4月・9月・1月、いじめ調査は6月・12月(人権週間)年2回を基本に行い、緊急事案発生時は臨時にアンケートなどを行います。
- ② 定期的に教育相談を実施し、日常の様々な場面でも生徒への声かけを実施していきます。
- ③ 保護者・地域に向けた啓発活動を行います。
- ④ 職員会議や研修会などで生徒の情報交換を行い、生徒の様子を情報共有し、指導に活かします。

(イ) 生徒自らの取組

生徒会や拡大評議会を中心に生徒自らが考え、いじめ防止に取り組むようにはたらきかけていきます。

(ウ) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

保護者や地域、警察等関係機関と連携し、生徒がいじめに加担しないような環境づくりを推進していきます。

- ① 困ったこと、悩みごとがあれば、周囲の大人に相談するようはたらきかけます。
- ② 保護者と連携し、行動や言葉遣いに注意をしながら、生徒を育てていきます。
- ③ 携帯電話やスマートフォンをはじめ、インターネットの利用状況の把握や家庭におけるルールづくりを推進し、安心・安全に利用できる環境づくりに努めます。
- ④ 生徒のささいな変化を把握し、必要があれば関係機関と連携して生徒の健全育成を図ります。

VI その他

